

足立区議会議員 だ だ 太 郎 様

足立区議会議員 6 番 へんみ 圭 二 印

一 般 質 問 通 告 書

今定例会に下記要旨の一般質問を行いたいのので、会議規則第59条第2項の規定により質問通告書を提出します。

記

行 政 区 分	質 問 の 要 旨
1 地域のちから 推進行政	【子どもは大人を選べない】 「やっぱり足立区」「異常者を放置する地域性」とまで言われる状況をなぜ放置しているのか。 今年一月、足立区の学校開放を利用して開かれた剣道教室において、小学一年の女の子が指導員から木刀で頭をたたかれ、脳しんとうなどのけがを負ったと報じられた。 その後、女の子は物忘れがひどくなるなどの症状が続き、医師からは「後遺症の可能性はある」と診断されたとのこと。 この件について、実業家の西村博之氏は自身のXで「やっぱり足立区」「異常者を放置する地域性」とまで述べている。 どこの地域でも起こりうる事件であり、足立区の地域性という主張は乱暴であると思うが、足立区で生まれ育った一人として、このような言われ方をされても仕方がない状況に置かれていることを、極めて残念かつ悔しく思っている。 問題は、この発言そのものではない。 学校の体育館で子どもが傷害を受けた重大事案であり、全国的にニュースで取り上げられてから半年以上もの時間が経つにもかかわらず、区が今も沈黙を続け、議会への報告や区民への説明も、改善策の提示も一切行っていないという、行政としての対応の遅れこそが問題である。 (1) まず、区は、当該団体の実態、どのような指導体制であったのか、過去の体罰や問題行為の有無などどこまで把握したのか報告を求める。 (2) 「異常者を放置する地域性」とまで言われる背景には、子どもが参加する地域活動の安全管理を体系的に整えてこなかった現実が
	11月25日 午前・午後 9時30分受付 質問時間 17分

6 番 へんみ 圭 二	
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	ある。 区は、学校施設を利用する団体が指導者をどのように選び、どのような体制で活動しているのか把握しているのか。もし把握していないのであれば、その状態を是としてきた区の責任は重いと考える。今回の教室だけでなく、区内全体で同じ危険が潜在している可能性について、区はどのように認識しているのか。 また、このような問題が発生した以上、他の団体の指導体制などの点検を直ちに行うべきだが、そうした判断をなぜ示していないのか、年内に点検するのか答弁を求める。 (3)「やっぱり足立区」と言われる状況は、区外からの偏見を増幅しかねない問題である。 区はシティプロモーションに力を入れているが、子どもの安全が揺らいだまま、著名人に「異常者を放置する地域性」とまで言われる状況を放置しては、区外からの評価は根本から揺らいでしまう。 区民にとって大事なのは、見栄えのよい宣伝ではなく、「子どもたちが安心安全に暮らせる足立区なのか」ということだ。まず何よりも子どもの安全を徹底的に守る姿勢を示し、その上でイメージ向上を目指すのが筋である。 この件について、区はなぜ今も沈黙を続けるのか、沈黙を続けることで、実態と異なる悪い印象が固定されかねない現状をどう受け止めているのか問う。事実関係、安全対策の現状、改善の方向性を、いつ、どのように区民へ示すのか、その時期と方法も明らかにされたい。 (4) この問題を「たまたま起きた一件」として片付けるのか。 それとも、子どもの安全を軽視する足立区の体質が問われている問題として、抜本的改善に踏み出すのか。 指導者の確認体制、活動内容の点検、相談体制の強化を実施するのか、しないのか。 さらに、学校開放を利用する団体の指導者に、年に一度の研修を義務付けるなど、区として踏み込んだ改善に動くのか見解を示されたい。 (5) 以上、区が沈黙を続けることで「やっぱり足立区」と言われる状況を自らつくり出している現実を指摘し、子どもの安全に対する責務を果たすことを強く求める。

	6 番 へんみ 圭 二
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
2 教育指導行政	(6) 昨年、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」、いわゆる子ども性暴力防止法が成立し、2026 年 12 月 25 日に施行される予定である。 この法律により、子どもと接する仕事に就く人の性犯罪歴を事前に確認する、いわゆる日本版 DBS 制度を導入することが定められた。しかし、来年の施行までの間にも、学校現場では外部人材の活用が進んでいく。 国は中学校部活動を段階的に外部へ移行し、教員の負担軽減を進めている。しかし、この改革は「子どもたちの安全確保」という最も基本的な前提が整っていなければ、制度そのものが破綻する。長野県松本市では、市立中学校の運動部の外部指導員が女子生徒と不適切な関係を持っていたことが判明している。部活動の地域移行は、指導者の人材確保が優先され、子どもを守る制度設計が後回しになるようなことがあってはならない。 外部指導員の任用時に、資質審査と暴行・性犯罪歴の確認をどこまで徹底しているのか。現在は書類審査が中心なのか、それとも対面による適性確認や、必要に応じた第三者機関への照会まで行っているのか。 また、子ども性暴力防止法の施行を待つのではなく、同法の趣旨を踏まえた確認の仕組みを、区として前倒しで導入するのか、しないのか。 導入するのであれば、どの範囲の外部人材を対象とし、いつから始めるのか。 導入しないのであれば、その理由を示されたい。 (7) 教員には地方公務員法に基づく懲戒処分の仕組みがあるが、外部指導員が体罰やハラスメント、性的行為などの不適切行為を行った場合の「解任」や「登録の抹消」に関する規定は整っているのか。問題を起こした外部指導員が他地域や他団体で再び活動しないよう、情報共有の仕組みを区として主体的に構築していく考えがあるのか、区の見解を求める。 (8) 外部指導員の倫理観を育てることも、子どもの安全の土台である。児童虐待防止、性暴力防止、ハラスメント防止は、学校現場で最低限必要な知識である。研修の受講を任意にとどめることは、子どもの安全を偶然に委ねるようなものであり許されない。外部指導員に対する研修の義務化、受講履歴の管理、未受講者を学校施設を利用した

	6 番 へんみ 圭 二
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
3 資産活用行政	活動に一切関わらせないことなど、具体的な安全ラインを区としてどこまで設ける考えなのか伺う。 (9) 小学校の登校時間が保育園より遅いため、共働き家庭では早く出勤できないという、いわゆる「小一の壁」問題の解消に向けて、開門時間を早め、用務員などによる児童見守りが検討されている。しかし、用務員もまた、子どもと接する「外部の大人」である。任用時の資質審査や性犯罪歴などの確認を徹底していないまま、校門を早めて子どもたちを預けることは、安全対策として不十分である。部活動指導者と用務員を含め、外部人材が学校に入る際の審査基準を一体として整え、子ども性暴力防止法の趣旨を先取りする形で安全基準を統一する考えがあるのか伺う。 【撤退後の区の判断が六町の夢と公募制度を壊した】 六町駅前区有地活用事業について、複合商業施設を建設する予定であった東神開発が事業を継続できずに撤退し、区は損害賠償請求を行わない判断をした。 区民の財産を扱う行政として、区民の側に立つのか、事業者の側に立つのか問われる局面であったが、足立区は「損害はなかった」と言い切り、撤退した事業者は一切責任を問わない道を選んだ。 この判断によって壊れたのは、六町の一つの事業だけではない。 足立区の公募型プロポーザルという制度そのものへの信頼も同時に壊れた。 区は、事業者に責任を問わない理由を「事業者が真摯に対応していた」と説明しているが、問われているのは事業者の善意や誠実さではない。 制度の公平性、評価プロセス、そして区民の財産をどう扱ったかなどの行政判断が問われている。 そもそも「真摯だったかどうか」という主観で判断すべきではなく、客観的で検証可能な基準が必要であり、そこから逃げる説明は制度を守る責任を放棄していると言わざるを得ない。 このままでは、公募型プロポーザルは「書類作りや説明が上手い事業者が勝ち、誠実に提案を作り込み、責任を果たす覚悟で参加した事業者ほど報われない」仕組みに陥る。 行政が制度の根幹を守る意思を示さなければ、制度は崩れる。制度を壊すのは外部ではなく、区自身の判断である。だからこそ、今回の

	6 番 へんみ 圭 二
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	一連の判断をどのように総括するのかが問われる。 (1)「損害はなかった」とする区の判断の根拠について 区は、暫定駐輪場収入などを理由に「損害なし」と説明している。 しかし、収入と損害は全く別の話である。 暫定駐輪場を整備するための設計・工事経費だけではなく、令和5年7月の基本協定締結以降、区は庁内検討、住民説明会、基本協定書作成など、明らかに人的・事務的コストを負担してきたはずである。議会で費やされた審議の時間という見えないコストも無視できない。さらに、事業が二年間前進しなかったことによる機会損失は、区民の財産価値を削ったという意味で極めて重い。 これらを一切無視して、「金銭的な損害はない」と言い切ることが、本当に許されるのか。 区は、暫定駐輪場の収入とは切り離して、職員の人件費や事務コスト、事業の空白期間による機会損失を含めた「無形の損害額」を、独立して算定したのか。 算定していないのであれば、「損害はない」と断言した具体的な根拠は何か。 収入と損害を混同していないと言えるのか。 客観的な数字を示して説明されたい。 区として、損害の独立評価を行わずに「損害なし」と判断したことは、行政の姿勢として妥当だったのか見解を求める。 (2)「実現できなかった提案」を高く評価し続ける姿勢について 副区長は「東神開発は2番手に比べて断トツに良い提案だったので排除するのはどうか」という趣旨の答弁をし、実現できなかった提案をなお高く評価している。 しかし、どれだけ美しく、どれだけ魅力的な提案であっても、実現できなければ意味がない。 「絵に描いた餅」をいくら持ち上げても、区民の暮らしは一步も前に進まない。 今回の提案は、物価や建設費の変動という想定すべきリスクを十分に見込めず、途中で崩れた。外部環境の変動は当然起こり得るものであり、行政はその変動に耐えうる実現可能性も含めて評価すべき立場である。その見極めを誤った行政判断の責任こそが問われている。 優先すべきは、見栄えの良い机上の空論ではない。 今回のように、物価や建設費の変動リスクを見込めず、途中で撤退

	6 番 へんみ 圭 二
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	せざるを得なくなった提案を、「断トツに良い提案だった」と評価し続けるのは適切なのか。 「東神開発は撤退したものの、断トツに良い提案だった」と、落選した事業者に真正面から説明できるのか。 公募の評価基準において、「提案内容の魅力」と「実現性」「実行力」「リスクへの耐性」などに対する評価ウェイトをどのように見直すのか、数値の具体的な改善の方向性を含めて答弁を求める。 (3) 撤退した事業者が「優位な立場」を保ったまま再公募に参加し得る構造について 合意解約後も「2年間は区との情報交換を継続」「区が再公募する際には、改めて参加を検討する」という文言を取り交わしている。 個別に情報交換を続ければ続けるほど、東神開発だけが他の事業者より一歩先んじた情報に触れられる構造が生まれる。 これは、実際に優遇があるかどうかではなく、「優遇されているように見える構造」を作ること自体が、公募制度の公平性・透明性を損なう致命的な問題である。 今後の公募において、東神開発だけが事前に詳細な情報にアクセスできる、あるいは区と個別に調整を進められるような状態になれば、公平性を著しく損なわれ、他の事業者の公募への参加意欲は削がれる。 東神開発と行う情報交換の内容は、今後、公募に参加し得る他の事業者にも原則同じ時期に同じ条件で開示されるのか。 情報交換の内容、頻度、議事録を明らかにし、他の事業者が公平にアクセスできる情報開示のルールを、いつまでに策定し公表するのか。 東神開発だけが知り得る特別な情報を持つ状態をどのように避けるのか。 情報差が生じる場合、その正当性をどう説明するのか。 撤退した東神開発が再び応募する場合、公平性・競争性・透明性をどう担保するのか、具体的な答弁を求める。 (4) 東神開発が再び選定された場合の「再撤退シナリオ」について 今回の撤退理由は「建設費の高騰」であり、今後も十分に起こりうる外的要因である。 同じことが二度目、三度目に起きる可能性も排除できない。 同じことが繰り返されないよう制度面での歯止めが必要である。

	6 番 へんみ 圭 二
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	東神開発を再び選ぶことによる「二度目の撤退」リスクをどのように評価し、どのような問題が生じる可能性があるかと認識しているのか問う。 (5) 今後のスケジュールについて。 令和8年1月にサウンディング型市場調査をし、実現可能な条件の検討をするとのことだが、ここから先の道筋が示されていない。 計画の再建について区が主体的に動く姿勢を示すべきだ。 再公募の実施時期、事業者の決定時期、開業の目標時期など、どの水準までをタイムラインとして持っているのか。 単に「サウンディングをして、条件を検討する」ととどまるのか、それとも、いつまでにどの段階まで進めるのかという具体的なマイルストーンを設定しているのか問う。 (6) 再発防止について 今回、事業者に損害賠償請求もせず、指名停止のような不利益もない。一方で区は、数年間という時間を失い、区民には夢を裏切られた傷跡だけが残った。 この前例を見た事業者は何を学ぶか。 「採算が合わなくなったら途中でやめても責任は問われないのではないか」 「まず提案だけ通しておいて、後から条件を下げさせればよいのではないか」 こうした甘い期待を生み出す危険性がある。 繰り返すが、事業者の善意を疑っているわけではない。 しかし、制度は善意ではなくルールで守るものである。 今後の公募型事業において、 ・事業者都合の撤退時の違約金や補償の取り扱いをどう定めるのか。 ・当初条件の大幅な見直し時、公募に立ち戻る判断基準をどう明文化するのか。 ・見直し協議の期間や回数に、どのような上限を設けるのか。 ・これらのルールをいつまでに、どのような形で制度として示すのか。 公募全体の信頼と区民の財産を守るという観点からも「検討する」ではなく、期限と手段を伴う答弁を求める。 (7) 今回、足立区は撤退した事業者を事実上「無条件」で手放し、区民には空白の数年間という不利益だけが残った。この判断が、区民

	6 番 へんみ 圭 二
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	から見て本当に合理的だと言えるのか。 足立区が守るべき相手は、撤退した事業者なのか。それとも区民の財産と、公募制度の信頼なのか。区の姿勢を明確に示されたい。